主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人松永東の上告趣意は原審において控訴趣意として主張判断されていないし、 窃盗の併合罪として認定された所為を盗犯等の防止及処分に関する法律二条四号の 常習窃盗罪にあたる所為であると主張する上告論旨は、被告人にとり不利益な主張 となるから上告理由として許されない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用す べきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年一月二九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	λ	ΣT	俊	郎